

# 国民年金 だより

**お知らせ**  
国民年金保険料の納付は「口座振替」で前納がお得です

1年前納（4月～翌年3月分）及び6か月前納（4月～9月分・10月～翌年3月分）は、「口座振替」をご利用いただくと、納付書（現金）で前納するよりも割引額が高く、さらにお得になります。

○月々の納付も口座振替の「早割」ならお得です  
口座振替による毎月納付の場合、通常の振替日は翌月末ですが、当月末振替の「早割」をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。

〈例〉3月中に登録をした場合

通常の口座振替(翌月末振替)	
保険料	口座振替月
3月分	↓ 4月末日
4月分	↓ 5月末日
5月分	↓ 6月末日

早割の口座振替(当月末振替)	
保険料	口座振替月
3月分	↓ 4月末日
4月分	↓ 5月末日
5月分	↓ 6月末日

※月末が金融機関の非営業日の場合、振替日は翌営業日となります。  
※早割の初回振替は原則2か月分（前月分・当月分）となります。  
また、割引は4月（当月）分以降の保険料からとなります。

《参考》平成21年度割引額  
平成21年度保険料 14,660円

現金納付の場合	
毎月納付	割引なし
6か月前納	710円
1年前納	3,120円

口座振替の場合	
毎月納付	50円※
6か月前納	1,000円
1年前納	3,690円

※早割を利用した場合

○口座振替の申し込みは…  
年金手帳又は納付書、預

（貯）金通帳、預（貯）金通帳の届出印を持って、金融機関や郵便局又はお近くの社会保険事務所まで申し込んでください。（金融機関で申し込みは2月末日までお願いいたします。）  
なお、口座振替による1年前納及び6か月前納（4月～9月分）は、4月末日の引き落としとなります。

※すでに口座振替で前納をされている方につきましては、改めて手続きの必要はありません。

**お知らせ**  
クレジットカード納付について

クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前に申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が社会保険庁に立替納付を行うものです。（クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません。）  
クレジット納付を希望の場合は、高知西社会保険事務所へ申し込んでください。

☎ 875-1771  
なお、クレジットカード納付では口座振替による当月末

振替【早割】は適用されません。また、6か月前納・1年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

**お知らせ**  
長寿医療制度（後期高齢者医療制度）高額療養費の払いもどし申請について

○長寿医療制度では、医療機関で支払った1か月の自己負担額が高額になり、払いもどしの該当となった方には申請の通知をお送りします。

○申請は初回のみです。2回目以降、高額療養費の該当になった場合は、届け出されている指定の金融機関の口座へ振り込まれるようになります。

○銀行の口座番号や口座の名義人等の変更があった場合には、届け出をお願いします。  
●申請時に必要なもの：被保険者証、認印、口座番号のわかるもの

非課税の世帯に属する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、自己負担額や食事負担額が軽減されます。

○申請をすれば、申請をした日の属する月の初日から有効の認定証が交付されます。

○認定証の交付を受けずに、医療機関の窓口で食事代等を支払われた場合、原則として、入院時にさかのぼって食事代等の軽減を受けることはできません。医療機関へ入院される際など、認定証が必要な場合は、早めに申請の手続きを行ってください。

●申請時に必要なもの：被保険者証、認印  
問い合わせ  
高知県後期高齢者医療広域連合  
☎ 821-4525（代表）  
町民課  
☎ 893-1117  
吾北総合支所住民課  
☎ 867-2300  
本川総合支所住民課  
☎ 869-2112

**お知らせ**  
入院時の食事代等の自己負担額減額について

○平成20年度の市町村民税が